

白岡市参画と協働のまちづくり市民提案制度の概要

1 提案の範囲

提案された施策を実施することにより、市における参画と協働のまちづくりが推進されると認められるもの。

2 提案できる者

白岡市に在住し、在勤し、在学し、又は活動する 16 歳以上の者（以下「市民」という。）

3 提案の方法等

- (1) 市民が 5 人以上の連署をもって、その代表者が「参画と協働のまちづくり市民提案書（様式第 1 号）」とともに、「参画と協働のまちづくり市民提案者署名簿（様式第 2 号）」を市長に提出する。
- (2) 提案に係る書類の提出は、地域振興課に直接提出、郵送その他これに準ずる方法による。
- (3) 提案に係る書類の提出先は、白岡市市民生活部地域振興課市民協働担当とする。

4 提案内容の確認

提案に係る書類は、次に掲げる事項に該当することを確認する。

- ① 提案の内容が、市における参画と協働のまちづくりを推進するものであると認められること。
- ② 市民提案者署名簿（様式第 2 号）に 5 人以上の記載があること。
- ③ 市民提案者署名簿（様式第 2 号）に記載されている提案者の全てが 16 歳以上であること。

5 結果の公表

- (1) 提案された施策等の検討結果及びその理由を「参画と協働のまちづくり市民提案検討結果通知書（様式第 3 号）」により代表者に通知する。
- (2) 提案された施策等の検討結果及びその理由については、随時、市ホームページに提案の名称、提案の内容、検討結果及びその理由を公表する。

また、毎年度 1 回、市広報紙に 1 年間の提案状況及び検討結果を掲載する。

白岡市参画と協働のまちづくり市民提案制度事務処理の流れ

